

寒川町訓令第 4 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町職員服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和 2 年 11 月 5 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町職員服務規程の一部を改正する訓令

寒川町職員服務規程(昭和46年寒川町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の職務に専念する義務の免除について、総務課長が他の書類により確認できるときは、当該書類をもって、同項の手續に代えることができる。

第7条の2中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。